

著作権規程

2020年11月9日制定

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本スポーツ栄養学会（以下「本学会」という。）が発行又は公表する著作物の著作権に係る必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は次の通りとする。

- (1) 「著作者等」とは本学会が発行若しくは公表する著作物の著作者又は本学会が開催する講習会、セミナー、シンポジウムその他の本学会が主催するイベント等における発表者をいう。
- (2) 「本学会著作物」とは本学会が発行又は公表する著作物をいう。
- (3) 「投稿著作物」とは本学会著作物に投稿される著作物をいう。
- (4) 「発表成果物」とは本学会が開催する講習会、セミナー、シンポジウムその他の本学会が主催するイベント等における発表資料、撮影写真、収録映像・音声並びに関連資料および素材等（それらに含まれる演者の肖像および成果物を含む）をいう。

(著作権の譲渡)

第3条 投稿著作物又は発表成果物の著作者等は、本学会著作物のうち以下の各号に掲げるものについては、予め著作権譲渡等同意書を提出しなければならない。

- (1) 日本スポーツ栄養学会誌
 - (2) 日本スポーツ栄養学会大会要旨集・論文集
 - (3) 本学会 Web サイトのうち、コラム・大会報告など、本学会が必要と定めたもの
 - (4) 講習会、セミナー、シンポジウムその他の本学会が主催するイベント等における発表成果物のうち、本学会が著作権譲渡と定めたもの
 - (5) 前各号以外で本学会が必要と定めたもの
- 2 前項1号乃至3号に掲げるものに著作者等が投稿する場合、投稿著作物の国内外における一切の著作権は、最終原稿が本学会に投稿された時点より本学会に帰属するものとする。
- 3 1項4号に掲げる発表成果物の国内外における一切の著作権(日本国著作権法第21条から第28条までに規程するすべての権利を含む。)は、本学会が著作者等より著作権譲渡等同意書を受領した時点より本学会に帰属するものとする。
- 4 前各項にかかわらず、特別な事情により、前各項が適用できない場合、著作者等は最初の投稿時にその旨を本学会事務局まで文書にて申し出なければならない。この

場合には、投稿著作物の著作権の取扱いは著作者等と本学会の間で協議により決定するものとする。

- 4 前各項にかかわらず、投稿著作物が本学会著作物に掲載されないことが決定された場合又は発表成果物が発表されない場合には、当該著作物の著作権は本学会から著作者に返還する。

(著作者等の権利)

- 第4条 著作者等は、営利を目的としない場合において、第3条の規程により本会に著作権が帰属することとなった投稿著作物を本条に定める限りにおいて利用することができる。
- 2 著作者は本条により投稿著作物を利用する場合、本学会事務局に事前に申出を行い、本学会の指示がある場合はその指示に従うこととし、利用した複製物あるいは著作物中に出典を明記することとする。
 - 3 著作者は、投稿著作物の最終の投稿原稿について、出版物発行から12か月後に、著作者自身のWebサイト（著作者が主として所属する機関等のサイトを含む）において掲載することができる。ただし、掲載にあたっては出典を明記するとともに、著作権譲渡等同意書に記載の利用上の注意事項を明記しなければならない。

(著作物等の利用許諾)

- 第5条 本学会は、以下の各号に掲げる本学会著作物への投稿著作物又は発表成果物について、著作権許諾等同意書の提出を求めることがある。
- (1) 講習会、研究会、セミナー、シンポジウムその他の本学会が主催するイベント等における発表成果物
 - (2) 前各号以外で責任編集母体が必要と定めたもの
- 2 前項により著作者等は、以下の各号に掲げる利用を、特段の取り決めがない限り、無償にて許諾するものとする。
 - (1) 投稿著作物又は発表成果物の参加者への配布又は送信
 - (2) 投稿著作物又は発表成果物が、本学会が運営または提供するインターネット等による配信サービス等と配信に伴う広報（本学会のWebサイトやSNS、ポスター等）において利用されること（送信可能化（アップロード）および公衆送信、並びにそれに伴う複製・編集を含む）
 - (3) 投稿著作物又は発表成果物の翻訳又はこれに伴う改変及び電子的配布に伴う改変を行い、公表する行為

(著作者人格権の不行使)

- 第6条 投稿著作物又は発表成果物の著作者等は、本学会ならびに本学会から正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、日本国著作権法第18条（公表権）、第19条（氏名表示権）及び第20条（同一性保持権）を行使し

ないものとする。

(第三者への委託)

第7条 本学会は本学会著作物又は発表成果物の出版等を、第三者に委託する場合があり、著作者等はこれに承諾するものとする。

(著作権侵害及び紛争処理)

第8条 第3条により本学会に著作権が帰属した投稿著作物及び第5条により本学会に利用許諾された発表成果物について、第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、本学会は当該投稿著作物又は発表成果物の公開を中止し、一切の責任は当該著作者等が負うものとする。

2 第3条により本学会に著作権が帰属した投稿著作物及び第5条により本学会に利用許諾された発表成果物について、第三者による著作権侵害又は侵害の疑いのある行為があった場合、本学会と著作者等が対応について協議し、解決を図るものとする。

(本学会の解散)

第9条 本学会が解散し、別の団体又は法人（以下「承継団体」という。）が本学会の事業を承継した場合、第3条により本学会に帰属した著作権及び第5条により本学会に許諾された利用は、総会の承認を得た場合、承継団体に承継することとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は理事会の決議による。

附則 本規程は令和2年11月9日より施行する。

2 令和2年11月9日以前の投稿著作物については著作者等から申出があり、本学会が当該申出について正当な事由があると認めた場合を除き、本規程に従って取り扱うこととする。